

1.【標準】保育料について(参考)

- (1)【3歳児～5歳児】半日保育児(1号認定)の保育料
 (2)【3歳児～5歳児】終日保育児(2号認定)の保育料
- } 無料

- (3)【0歳児～2歳児】終日保育児(3号認定)の保育料

階層区分(世帯の合計)			保育料	
			標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯		0円	0円
第2階層	町民税非課税世帯		0円	0円
第3階層	町民税 所得割 額	48,600円未満	11,700円	11,500円
第4階層		57,700円未満	18,000円	17,700円
		97,000円未満	18,000円	17,700円
第5階層		169,000円未満	26,700円	26,300円
第6階層		301,000円未満	36,600円	36,000円
第7階層		397,000円未満	48,000円	47,200円
第8階層		397,000円以上	62,400円	61,400円

2. ひとり親世帯、身体障がい者手帳の交付を受けている方などがいらっしゃる世帯(参考)

- (1)【0歳児～2歳児】終日保育児(3号認定)の保育料

階層区分(世帯の合計)		保育料	
		標準時間	短時間
第3階層	町民税所得割額が77,101円未満	5,400円	5,400円

- (2)その他

・ひとり親世帯で、町民税所得割額が57,700円未満の場合、第2子以降の保育料が無料となります。

※上記以外の階層区分については、【標準】保育料について(参考)と同額です。

※町民税所得割額は、税務課が発行する課税証明書の「町民税額所得割額」でご確認ください。

※多子軽減などの軽減措置の対象となる場合があります。(裏面参照)



保育料について

※保育料の軽減について
こども家庭庁ホームページより抜粋

認定区分や保護者の所得に応じて、 保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

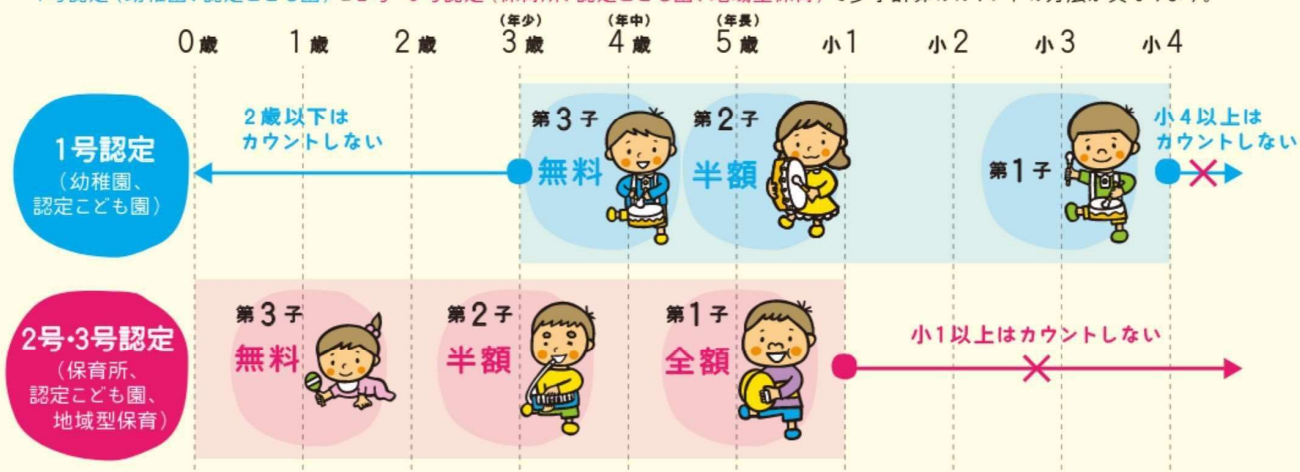
1 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出されます。

※施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。

2 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

くきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。＞

1号認定（幼稚園、認定こども園）と2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育）で多子計算のカウントの方法が異なります。



※きょうだいで通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウントの方法は同じです。

【例】第1子が小3、第2子が5歳（1号認定）で幼稚園を利用、第3子が3歳（2号認定）で保育所を利用している場合

- 第2子：小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額
- 第3子：小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

＜年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。＞



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。